



広報

青空と緑と産業の町

昭和

12月号

年の暮れゆく公園で
あたたかな景色をみつけたよ
ほっと一息 今夜は鍋でもしようかな？

2014

目次

平成 26 年 12 月 1 日発行 No.446

ふれあい温故知新	P2~3
各種お知らせ	P4~8
(国保だより、年末年始休業、児童館クリスマス会ほか)	
受賞報告 / 秋の球技大会 / 各種相談日	P9
まちのわだい	P10~11
各種たより (教育昭和、社協だよりほか)	P12~19
暮らしの情報 / 川柳ほか	P20~23

町の鳥：ひばり 町の花：れんげ 町の木：乙女椿

まちの動き 11月1日現在 (前月比)

人口	19,056 人 [660] (+22 [+5])	※内、[]は外国人数
男	9,663 人 [295] (+1 [±0])	※平成 24 年 7 月 9 日か
女	9,393 人 [365] (+21 [+5])	ら人口・世帯数は外
世帯数	8,018 戸 [336] (+6 [±0])	国人住民を含んだ数

ふる たず あたら 故きを温ね新しきを知る

県下に誇る住みよい昭和町

その礎を築いた

「先輩」の足跡を温ねる



「ふれあい温故知新事業」は、かつて町政に多大な貢献をいただいた有功表彰受賞者で88歳の米寿を迎えられた皆さまから、昔の昭和町の話を伺い、忘れつつある過去の昭和町の姿や苦勞を次世代に伝えていく事業です。町では「故きを温ね新しきを知る」気持ちを大切にこれからの町づくりを町民の皆さまと一緒に考えていきます。

今回88歳の米寿を迎えられたのは、小宮山卓良さん（西条二区）と塚田大さん（河東中島）のお二人。お二人はともに大正15年生まれ。戦前・戦中に青春を送り、大正・昭和・平成の3時代を駆け抜け、昭和村から昭和町へと時代を経て伸びゆくこの町を見つめてきました。

つかだ まさる 塚田 大さん

（河東中島区）



塚田さんは、長年、農業を営みながら衛生委員（現在の環境保健委員）・土木委員・農業委員・区長のほか、土地改良区監事・民生委員・公平委員などを務められました。これらの功績により平成3年の優遇表彰に続き、平成8年町制施行25周年の折に有功表彰を受けられました。

区民の拠り所 公会堂の建設

代表してお話いただいた塚田さんに印象深い思い出を伺うと、「河東中島第二公会堂の建設」とのこと。

当時、区民の会議は、区民の自宅を持ち回りで行われていました。会場となった家では、大勢の席を用意したり、お茶を出し

たりと苦勞があったと言います。「家でみんな飲んでたりね。おんなし（女の人たち）は、大変だっただよ」と、しみじみ語ります。まだ家々での寄り合いがあたりまえだった当時、区民の拠り所としての公会堂を建てたことは、非常に先進的な事業だったことでしょう。

変わらない農業への想い

昭和町は、昭和46年に「町」となつて以来、めざましい発展を遂げてきました。しかし、大正から昭和初期にかけては、田園風景が多く残る農村地帯でした。宅地化や幹線道路の開通などにより農地は少なくなりましたが、現在も町の特産品として、イチゴやナス、柿などがあります。当時の昭和町で、塚田さんは農地の整備「圃場整備」にも力を傾けられました。

圃場整備とは、農地の区画を整え、農地を使いやすいようにするものですが、多くの地権者の意見をまとめ、協力を得なければならぬ難しい事業です。塚田さんは、農地の「換地」について「徹夜して話し合ったり、とても苦勞したね」と振り返ります。自らも農業に携わり、町の農業への想いを持っていた塚田さんだからこそ、難しい意見もまとめあげられたのでしょう。

折しもことし2月、山梨県を襲った記録的大豪雪。塚田さんの農業ハウスも被害に

遭いました。このとき「もうハウスは無理かな」とあきらめかけたそうですが、家族の支えにより再建を決めたそうです。「町の手助けもあり、もう一度やれるよ」と、家族とともに柔和な表情を見せてくれました。都市化のすすむ昭和町で、いままも農業を守り続ける塚田さん。整然と区画された田んぼと新しいハウスで、変わることはない「農業への想い」をつないでいくことを願っています。

こみやま たくら

小宮山卓良さん

（西条二区）

議員として「町」の基盤を固める

小宮山さんは、衛生委員（現在の環境保健委員）・土木委員を歴任し、昭和46年から町議会議員を務められました。議員就任の昭和46年は町制施行と同時期であり、新生間もない「町」の初期を築き上げるため、尽力されました。また、西条二区の区長や民生委員としても活躍されました。

町と地域のために尽力された小宮山さんは、昭和56年の優遇表彰に続き、昭和61年町制施行15周年の折に有功表彰を受けられました。

町の歴史年表

- 明治7年（1874年） 西条村・清水新居村・西条新田村が合併して西条村となる／押越村・河東中島村・紙漕阿原村が合併して押原村となる
- 明治8年 築地新居村・飯喰村・河西村・上河東村が合併して常永村となる
- 西条村に西条小学校・押原村に押越学校・常永村に伊久比学校が開校
- 明治17年 押原尋常小学校開校
- 明治20年 押原小学校創立記念式
- 明治22年 西条村・押原村が合併しさらに大きな西条村となる／西条村と常永村による組合村を結び西条村常永村組合村となる
- 明治24年 人口32096人・戸数588戸
- 明治25年 押原尋常小学校に押原高等小学校を併置
- 明治45年7月30日 明治天皇崩御
- 大正元年（1912年） 大正天皇踐祚
- 大正6年 押原農業補習学校開校（小学校の2号館と3号館を利用した夜学）
- 大正12年 関東大震災
- 大正15年12月25日 大正天皇崩御
- 昭和元年（1926年） 昭和天皇踐祚
- 昭和3年 富士身延鉄道全線開通
- 昭和5年 源氏蛍が国の天然記念物に指定
- 昭和16年 大東亜戦争（太平洋戦争）、昭和20年
- 昭和17年7月1日（1942年） 西条村と常永村が合併して昭和町が誕生
- 昭和26年 西条が一区と二区に分れる
- 昭和32年 甲府市上水道通水式／日本住血吸虫病撲滅のため用排水路のコンクリート化が始まる
- 昭和34年 台風7号・15号（伊勢湾）、台風による家屋の被害甚大
- 昭和36年 小中学校給食室竣工・給食開始
- 昭和42年 押原小学校校舎・体育館竣工
- 昭和44年 村の木を「乙女椿」に決定
- 昭和45年 村広報の発行開始
- 昭和46年度（1971年） ※以下、年度表記4月1日 村制を改め昭和町が誕生（人口5814人・世帯1394戸）
 - 中央公民館完成
 - 昭和48年度 町の鳥を「ひばり」・町の花を「れんげ草」に決定
 - 昭和49年度 甲府バイパス開通／圃場整備事業終了（135ha）
 - 昭和50年度 人口7000人・世帯1995戸
 - 昭和51年度 押原中学校校舎落成／源氏蛍の天然記念物指定解除
 - 昭和54年度 町民体育館完成／甲府昭和イオンセンターエンジン供用開始
 - 昭和55年度 役場現庁舎竣工／町民憲章制定／釜無工業団地完成／上河東から上河東二区が分離（昭和62年7月より正式に上河東と上河東二区）／人口8751人・世帯2442戸
 - 昭和56年度 町歌選定／国母工業団地造成事業完成
 - 昭和57年度 昭和バイパス全線開通／中央自動車道全線開通
 - 昭和59年度 西条小学校開校／甲府昭和高等学校開校／人口1万人突破／地方交付税の不交付団体となる
 - 昭和60年度 総合会館・児童館竣工／人口1万7000人・世帯3325戸
 - 昭和61年度 アルプス通り甲府昭和ICまで開通／かいじ国体
 - 昭和64年1月7日 昭和天皇崩御
 - 平成元年年度（1989年） 今上天皇踐祚／第一回ふるさとふれあい祭り開催／保健体育施設リゾート昭和完成
 - 平成2年度 町立図書館完成／人口1万2548人・世帯4239戸
 - 平成3年度 西条児童館完成
 - 平成4年度 常永児童館・常永公園・押原の杜・町立温水プール完成
 - 平成7年度 住民票・印鑑登録証明書自動交付機の設置／人口1万4590人・世帯5365戸
 - 平成8年度 総合体育館完成
 - 平成10年度 60年ぶりの大雪で町内被害227戸
 - 平成12年度 人口1万5937人・世帯6227戸
 - 平成14年度 常永小学校開校
 - 平成15年度 昭和町・田島町・玉穂町の3町による任意合併協議会設立
 - 平成16年度 住民意向調査による合併反対多数の結果を受け3町任意合併協議会より離脱／押原小学校現校舎完成／現学校給食センター竣工
 - 平成17年度 リゾート昭和開校／人口1万6764人・世帯6565戸
 - 平成18年度 児童センター開館
 - 平成20年度 地域交流センター完成／常永土地区画整理組合設立
 - 平成21年度 旧杉浦園を買取・保存着手
 - 平成22年度 押原公園完成／東日本大震災（H23・3・11）
 - 平成23年度 町制施行40周年
 - 平成24年度 農産物直売所開店／杉浦家住宅が国登録有形文化財に指定
 - 平成25年度 明治27年以降最大となる114cmの大雪で被害（H26・2・14）
 - 平成26年度（2014年） 現在

国保だより

No.79

国民健康保険
加入世帯 2,732世帯
被保険者 4,836人
平成26年10月末現在



お問い合わせ先
町民窓口課
☎ 275-8264

高額療養費制度とは？

「健康保険」は、全ての国民に加入が義務付けられる相互扶助の制度です。お勤めの方は会社の健康保険、75歳以上の方は後期高齢者医療保険、そのほかの方は国民健康保険（国保）に加入しています。病気やケガをしてお医者さんにかかる時、健康保険に加入していれば、費用の一部を負担するだけで治療を受けられます。しかし治療が長引いたり入院をしたりすれば、医療費が思わぬ高額になってしまう場合があります。そのようなとき、健康保険加入者の医療費負担を軽減するため、「高額療養費制度」が設けられています。高額療養費制度は、医療費の支払いが一定額以上になると、超えた額がご加入の健康保険から還付される制度です。

国保の高額療養費制度のポイント

- 同じ月内の医療費の自己負担額が、あらかじめ決められた上限額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた金額が払い戻し（還付）されます。
- 国保の払い戻し対象者には、該当時に町から案内（勸奨通知）を郵送します。
- ※ 国保以外の健康保険（会社の健康保険または後期高齢者医療保険等）は、各保険者の定める方法で案内されます。
- 自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。
- 高額療養費の支給が年4回以上になった場合、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。
- 事前に国保から「限度額適用認定証」の交付を受けて、医療機関に前もって提示をすれば、窓口での負担は自己負担限度額までになります。

高額医療・高額介護合算療養費制度について

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額を「高額介護合算療養費」として支給します。後期高齢者医療制度の加入者で今年度の支給対象となる方には、新年1月頃に支給申請のご案内（勸奨通知）を郵送しますので、手続きをお願いします。また、国民健康保険の加入者でも基準額を超える負担のある方は、「高額介護合算療養費」が支給できる場合がありますので、町民窓口課までお問い合わせください。

お勤めの方などその他の健康保険にご加入の方は、それぞれの健康保険者にお問い合わせください。

支給基準

計算対象期間は8月1日～翌年7月31日までの1年間。
医療保険と介護保険の両方に自己負担額があり、自己負担額の合計が基準額を超えた世帯。
※ 高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。

勸奨通知送付対象者

平成25年8月1日～平成26年7月31日の1年間について支給対象となる方。

基準額一覧

区分	70歳以上の世帯	70歳未満の世帯
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得者	II	34万円
	I	

※ 各区分の要件は、ご加入の医療保険制度によって異なります。後期高齢者医療制度の場合、次のとおりです。

来年1月から自己負担限度額を細分化

国保の高額療養費の自己負担額は、世帯ごとの所得に応じて定められています。この「自己負担限度額」について、平成27年1月から、70歳未満の方の自己負担限度額が次のとおり細分化されることとなりました。70歳以上75歳未満の方の区分は、変わりません。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	新 ○平成27年1月から		旧 ○平成26年12月まで	
	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
旧ただし書所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%	140,100円	上位所得者 (旧ただし書所得 600万円超)	150,000円+ (医療費の総額-500,000円) ×1% 83,400円
旧ただし書所得 600万超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%	93,000円	一般 (上位所得者以外の住民税課税世帯)	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1% 44,400円
旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%	44,400円	住民税非課税世帯	35,400円
旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円		24,600円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円		

※「旧ただし書所得」とは、「総所得金額等」から「基礎控除額(33万円)」を差し引いた額

確定申告に「国民健康保険税納付額のお知らせ」をご利用ください

今年1月から12月までに納めていただいた「国民健康保険税」額は、年末調整または確定申告の「社会保険料控除」として、所得から差し引くことができます。

納めた国民健康保険税額が分からず知りたい場合、役場町民窓口課に「国民健康保険税納付額のお知らせ」を申請してください。申請は、保険証など被保険者番号と本人の確認ができる書類をご用意ください。なお、ご本人または同一世帯員以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要です。

詳しくは、町民窓口課 ☎ 275-8264 まで、お問い合わせください。



○現役並み所得者

世帯に市町村民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方

○低所得者Ⅰ

世帯全員の各種所得が0円の方、または市町村民税非課税世帯で被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方

○低所得者Ⅱ

市町村民税非課税世帯で「低所得者Ⅰ」の区分に該当しない方

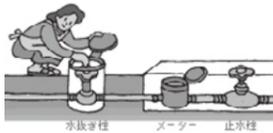
○一般

上記のいずれにも該当しない方

水道管の冬支度はお早目に! 気温マイナス4℃以下は危険



●水抜きをする
 水抜き栓は、水道管の凍結防止に有効な手段です。夜間や長期間水道を使用しない時は、水抜きをしましょう。
 ※水抜き栓は、必ず止まるまでいっぱい回さないと漏水する恐れがあります。



●水道管を保温する
 外にある水道管は、発泡スチロール・毛布などを巻いて防寒してください。また、トイレの水道管も凍結や破裂が発生しやすい場所ですから防寒対策をしましょう。



●給湯機器にも防寒対策をする
 給湯器や給湯配管も、凍結・破損する場合があります。水抜きをするなど防寒対策をしましょう。
 ※市販の保温材や電気式の保温材も有効です。
 ※給湯器の防寒については、販売店またはメーカーにお問い合わせください。



凍結から水道管を守るには…

●水道管を保温する

●水を出しておく

気温がマイナス4℃以下になると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂したりすることがあります。早めに水道管の冬支度をお願いします。

問い合わせ 甲府市上下水道局サービスセンター (☎228・3311)

水道管が凍結した時は…

蛇口にタオルをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけて温めてください。熱湯を一気にかけてると、蛇口や水道管を傷めるだけでなく、やけどなど思わぬケガをする場合があります。

水道管が解凍できない時や破裂した場合は、左記まで修理を依頼してください(修理費用は自己負担)。また、破裂してしまった時は、「止水栓」「水抜き栓」で水を止めてください。

●甲府市管工事協同組合 (☎228・8851)
 ●最寄りの指定給水装置工事事業者 (上下水道局ホームページ <http://www.water.kofu.yamanashi.jp> に掲載)



「貯水槽水道」の適正管理を

「貯水槽水道」とは、建物などで使用する水道水を、一度受水槽などに貯めてから各家庭や事務所などに給水する水道設備のことです。貯水槽水道の設置者には、法令等に基づき適正な管理が求められます。管理者の方は、定期点検等、貯水槽水道の適正管理をお願いします。
 ※「受水槽」が設置されているビルやマンションは、建物の所有者が維持管理を行うことになっています。

問い合わせ
 昭和町役場 環境経済課 (☎275・8355) または
 中北保健所 (☎237・1382)



年末年始の業務休止等のご案内

年末年始の業務休止日



問い合わせ 昭和町役場 (☎275-2111)

	平成26年12月							平成27年1月					
	25日(木)	26日(金) 仕事納め	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水) 大晦日	1日(木) 元日	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月) 仕事始め	6日(火)
役場			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
中央公民館			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
総合会館 (温泉以外)			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
総合会館 温泉		15:00 まで	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
児童館・児童センター		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
図書館		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
温水プール		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
総合体育館			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
スポーツ施設			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
彩の広場管理棟		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
風土伝承館杉浦醫院			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
自動交付機							休	休	休	休			
火葬場 (ふじかわ聖苑)							休	休	休				

* 年末年始期間中も、出生・婚姻・死亡届など、戸籍に関する届出は、役場の宿日直に提出できます。
 * 年末年始期間中の火葬場(ふじかわ聖苑)の予約業務は、休業中も受け付けています。
 詳しくは、ふじかわ聖苑 (☎284-6375) まで、お問い合わせください。

年末年始のごみ収集日

問い合わせ 環境経済課 (☎275-8355)



年末はごみがたくさん出ますが、収集日を守ってごみを出しましょう。
 資源回収ボックスがいっぱいの場合、年末年始の間はご家庭で保管し、1月5日(月)以降に出すようご協力をお願いします。その他のごみの収集日は、本誌カレンダー等をご覧ください。

	年内最終収集日 (12月)	新年初回収集日 (1月)
燃えるごみ	29日(月)	5日(月)
燃えないごみ・缶類	17日(水)	7日(水)
粗大ごみ・特殊ごみ・ 剪定枝・小型家電	22日(月)	26日(月)
資源物(紙類)	26日(金)	5日(月)
資源物(プラスチック類)	29日(月)	5日(月)



児童館 クリスマス会

児童館では、押原・西条・常永の児童館と児童センターの4館合同によるクリスマス会を行います。小学生によるハンドベルやダンスの発表、山梨学院短期大学学生による着ぐるみパフォーマンスショー等、楽しい催しを行います。ピングオ大会でのクリスマスプレゼントもあります。ぜひお友だちを誘って遊びに来てください。参加は無料です。

日時 12月6日(土)午前10時～11時30分

場所 総合会館2階軽運動室



申し込み・問い合わせ

- 押原児童館 (☎275・6462)
- 西条児童館 (☎275・9616)
- 常永児童館 (☎275・0358)
- 児童センター (☎233・1152)

ひとり親家庭の 支援を拡充

(児童扶養手当法一部改正)

公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金等)を受給する方は、これまで児童扶養手当を受給できませんでした。しかし、平成26年12月から、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

支給開始日

児童扶養手当申請の翌月分から支給開始 ※ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

受給手続き

児童扶養手当を受給するためには、福祉課で手続きが必要です。支給要件により、提出書類が異なりますので、事前に福祉課児童家庭係までお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 児童家庭係 (☎275・8784)

児童指導員を募集

町では、町内の児童館及び児童センターで、短時間労働として利用者の面倒を見ていただける児童指導員(登録児童館職員)を募集します。

募集職種・人員

児童指導員(登録児童館職員) : 若干名 ※要資格

仕事内容・勤務条件

昭和町内の児童館・児童センターで、児童館職員の産休や病欠時の補助として、利用者の面倒を見ていただきます。いわゆるパートタイム労働に準じた短時間労働として、町から必要に応じて勤務を依頼させていただきます。実際の勤務日、勤務時間等は、町から随時連絡するほか、個別に相談可能です。

応募資格

保育士、幼稚園教諭、小学校・中学校・高校教諭等、児童に関するいずれかの資格を有し、平成26年12月1日現在で65歳未満の方

選考方法

書類審査、面接

応募方法

福祉課へ履歴書(写真付き)及び保有資格証の写しを提出

受付期間

12月1日(月)～19日(金) (土・日曜日を除く)

問い合わせ

福祉課 児童館統括係 (☎275・8784)

UTY教育美術展受賞

押越区在住の甲府昭和高校3年生、河澄陽平さんが、7月23日から29日に山梨県立美術館で開催された「第40回UTY教育美術展」において、テレビ山梨賞を受賞されました。



題「微笑」の油絵と河澄陽平さん (甲府昭和高校3年、押越)

高校1年生の美術の授業で初めて油彩を学び、絵画に興味を持ったという河澄さん。3年生となった今年、約2カ月をかけて大作の油絵を製作し、見事今回の受賞を果たしました。

「特に理由もなく何となく笑っている」イメージで描いたという油絵の少年は、なんと自分自身がモデルだそうです。美術部にも所属しているという河澄さん。「絵に関わる仕事に従事したい」と、進路への希望も語ってくれました。夢に向かって、これからもがんばってください。

秋の球技大会

10月、地区対抗の「秋の球技大会」が開催されました。結果は次のとおりです。



男子ソフトボール

- 一般男子ソフトボール大会
 - 優勝 上河東二区
 - 準優勝 飯 喰
 - 第3位 押 越・河 西
- ママさんバレーボール大会
 - 優勝 河 西
 - 準優勝 押 越
 - 第3位 西条新田・西条一区
- ゲートボール大会
 - 優勝 清水新居
 - 準優勝 西条新田
 - 第3位 築地新居



ママさんバレーボール



ゲートボール

相談日

▶町長と語らいのとき
日時：12月3日(水)
午後1時30分～4時
場所：役場庁舎1階 町長室
*前日までにご連絡ください (総務課 ☎275-8153)

▶消費生活無料相談(※)
日時：12月12日(金)
午前10時～正午
場所：役場別棟2階 小会議室 (企画財政課 ☎275-8154)

▶行政相談(※)
日時：12月17日(水)
午後1時～3時
場所：中央公民館2階 会議室 (企画財政課 ☎275-8154)

▶教育相談(※)
日時：祝日を除く火・水・木の午前9時～午後4時
場所：中央公民館2階 相談室 (町青少年育成カウンセラー ☎275-6951)

▶心配ごと相談
日時：12月10日(水)
午後1時30分～3時30分
場所：社会福祉協議会で案内
*あらかじめご連絡ください (町社会福祉協議会 ☎275-0640)

▶結婚相談(※)
日時：12月13日(土)
午後1時30分～4時
場所：総合会館2階 相談室 (町結婚相談所 ☎275-1881)

▶障害者相談員出張相談(※)
日時：12月9(火)・25日(木)
午前9時～正午、午後1時～4時
場所：総合会館1階 (福祉課 ☎275-8784)

※印の相談は事前連絡不要です 直接会場にお越しください

お知らせ

▶ボカシつくり会
日時：12月12日(金)
午後1時～
場所：総合会館裏 (環境経済課 ☎275-8355)

ご意見

▶町へのご意見箱(ひとりの声)
ご意見など、町政についてお気づきのことをお寄せください
・ホームページ
http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/koe.php
・郵送
〒409-3880 昭和町押越542-2 昭和町役場 総務課 宛





稲刈り体験

10月末から11月始めにかけて、町内の田んぼで、酒造りに適したお米(酒米)山田錦と、甘くておいしい食用米ミルククインの収穫がありました。

昭和町ブランドのお米で、町おこしと不耕作地解消を図ろうと、まちづくり自主活動グループ「人と環境すっきりしようわ」が中心になり、町や大冠酒造とともに取組んでいるお米の栽培。



子供たちの食育にもつなげたいと、ことしも、西条小学校、常永小学校、第二上河東保育園、押原保育園の児童・園児が稲刈りを体験しました。

おじいちゃん、勝負だっ！

10月4日(土)、いきがいクラブ囲碁部と子供たちとの「囲碁懇親対局」が開催されました。いきがいクラブ囲碁部では、年数回、部員と町内の囲碁愛好家との懇親対局を行っています。今回、紙漉阿原の勝野令晴さんが講師を務める町教育委員会「子ども囲碁教室」(毎週土曜開催)の協力のもと、囲碁部と子供たちとの交流対局が実現しました。

囲碁を通じて世代を越えた笑顔の輪をつなぎました。これからも、同じ囲碁を通して交流を図っていききたいそうです。

なお、それぞれ一緒に囲碁を楽しむ仲間を募集中です。いきがいクラブ囲碁部は、町社会福祉協議会(☎275-0640)、子ども囲碁教室は町教育委員会(☎275-8641)までご連絡ください。



まちのわだい

町内の「地域情報」を紹介するコーナーです。あなたの身近な話題、お待ちしております！
(企画財政課 広報担当 ☎ 275-8154、kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp)



ミニ水族館オープン♪

11月10日(月)、役場庁舎1階に町内に棲む水辺の生き物たちを集めた「ミニ水族館」をオープンしました。

水族館といっても、水槽一つにメダカやハヤ、タニシやシジミなどを入れた、ちいさな水族館。都市化が進み、新しい住宅やショッピングモールが建ち並ぶ昭和町ですが、人家の裏を流れる堰や川、田んぼなど、昔ながらの小さな自然が息づいています。

「昭和町に守るべき豊かな自然なんて、どこにあるの?」、なんて思ってしまうほど都市化が進んだ昭和町ですが、まだまだ豊かな自然が身近に隠れています。昔を知る大人はもちろん、最近の昭和町しか知らない子供たちや新しい町民の皆さんに、今も町内に残る自然を知ってもらい、自然環境保全の意識向上につなげたいと、ミニ水族館のオープンとなりました。

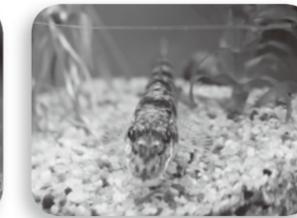


水族館では、生き物の特徴や人との関わりを紹介しています。タニシは、ツボと言われ味噌汁などとして食されてきたこと、シジミは、在来種のマシジミではなく、いつの頃からか流入してしまった外来種のタイワンシジミであることなど、生き物たちと昭和町の人々がどう関わってきたのかを学べるようになっています。

これから、新しい生き物も順次紹介していきますので、役場にお越しの際は、ぜひ足を止めてご覧になってください。



▲素早く泳ぎ回るハヤ
素早く泳ぐ中型で細長い魚をハヤと呼びます



▲川底にすむカマツカ
びっくりするとすぐ隠れてしまうそう

ソフトバレーボール

9月9日・19日・23日の3日間、町内8地区、計11チームの参加のもと「第17回昭和町地区別ソフトバレーボールリーグ戦」が開催されました。

結果、西条二区チームが昨年に引き続き優勝を果たしました。おめでとうございます。



▲優勝した西条二区チームの皆さん

優勝 西条二区
準優勝 河東中島B
第3位 河東中島A

交通安全に気を付けて

9月22日(月)、「秋の全国交通安全運動」にあわせ、昭和バイパスで街頭指導が行われました。町交通安全協会、南甲府警察署、町交通安全母の会、町議会の皆さんで、シートベルトやチャイルドシートの着用徹底を呼びかけました。

12月1日から、年末の交通事故防止県民運動も始まります。年の瀬で気忙しくなりますが、安全運転や早めのライト点灯など心がけ、交通安全に気を付けてください。



▲中央道下の甲府バイパスでの街頭指導

親子でマス釣り大会



10月25日(土)、西条二区のかまたがわ、社会福祉協議会主催の「第23回親子ふれあいマス釣り大会」が開かれました。

この大会は、親子のふれあいを深める場として赤い羽根共同募金による配分金で開催され、当日は、約240名の親子が参加しました。マスの「ググッ!」という糸を引いた時の重みに子供たちは驚きいっぱい。親子で協力して慎重に糸を引き、魚と格闘の末、見事釣り上げていました。

楽しそうな声が響き渡り、親子の絆がますます深まった大会となりました。

大人になったらなれるかな?

10月22日(水)、西条小学校を地元の消防団員が訪れ、消防団活動や消火器具を紹介する授業を行いました。

2年生の生活科の授業で、地域のために働く人たちに学んでもらおうと、今回初めて地元の消防団員に声をかけて実現したそうです。訪れた団員は、ちょうど今年9月に行われた消火技術を競う大会に出場した選手など、精鋭団員たち。消防団屈指の節度あるキビキビとした敬礼や動作に、「カッコいい!」との感想が聞かれました。

みんな、大人になったら、消防団に入ってね!

